

令和 7 年度 医師，看護職員及び医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

評価体制

○負担軽減及び処遇の改善に係る責任者として，医師及び医療従事者：管理課長，看護職員：看護部長を任命
○職員衛生委員会で計画作成，評価及び見直しを行う。（職員衛生委員会構成員：看護部，薬剤室，リハビリテーション室，臨床検査室，管理課）
○職員衛生委員会は毎月 1 回開催し，計画達成状況の評価及び計画見直しを行う。

負担軽減及び処遇改善計画

項 目	対象職種	目標達成年次	取組項目	内容	具体的な取組み内容
負担軽減	医師	継続	◆医師のタスクシフト	・医師事務作業補助者へのタスクシフト	・医師事務作業補助者がカルテの代行入力や診断書作成等医師事務の一部補助を行う
				・看護師へのタスクシフト	・初診患者の予診を看護師が行う ・静脈採血等を看護師が行う ・入院説明を看護師が行う ・検査手順の説明を看護師が行う ・その他プロトコールに従い医師の指示した薬剤の投与・採血・検査を実施する
				・薬剤師へのタスクシフト	・服薬指導を薬剤師が行う
				・リハビリスタッフへのタスクシフト	・リハビリ処方に関するマニュアル整備 ・リハビリ実施計画書の代行入力 ・廃用に係る評価表作成の代行入力
	医師，看護職員	継続	◆医療機器の管理	・臨床工学技士による医療機器の定期保守点検 ・医療機器の取扱い研修会（新規医療機器導入時や異動してきた職員を対象とする研修など）	・医療機器点検計画のとおり実施 ・研修会を年 1 回実施
	看護職員	継続	◆看護補助者の活用	・看護補助者のスキル向上 ・看護補助者と協働のための体制整備	・研修実施及びマニュアル整備 ・看護師を対象とした研修の実施
	看護職員	継続	◆夜勤看護体制の維持	・ 3 人夜勤体制の維持	・夜勤帯の看護職員配置と業務改善 ・看護補助者の早番・遅番業務の運用
処遇改善	全職種	継続	◆時間外勤務時間の評価	・特定の部署，職員だけに負担がかからないようチェック	・毎月，職員衛生委員会で時間外勤務時間を評価し，長時間勤務者がいる場合は，所属長へ改善指導をする
	医師	継続	◆休日・深夜の負担軽減	・宿日直業務回数の制限 ・連続当直の制限	・ 1 人あたりの日直業務を月 1 回，宿直業務を週 1 回までに制限する ・連続当直を行わない勤務体制の整備
	医師	継続	◆働き方改革への対応	・勤務間インターバルの確保	・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定の休憩時間を確保する
	医師	継続		・宿日直許可の維持	・医師の宿日直勤務の許可を維持する
	看護職員	継続	◆スキルアップ研修の充実	・専門職としてのスキルアップ支援体制の整備	・院外研修会参加と院内研修会の開催 ・伝達講習・資料回覧・バリテスの活用 ・オンデマンド研修の活用
	全職種	継続	◆年休取得率の向上	・年休を取りやすい職場環境の構築	・ 5 日間の年休取得の徹底 ・中間評価を実施し，所属長へ報告する
	全職種	継続	◆健康診断等の日程調整	・勤務形態に配慮した健診日の調整	・受診者の勤務形態及び希望に合わせて健診日を設定する